審 査 基 準 （ 公 表 用 ）　　様式第３号

所管部（局）・課　　生活衛生課

法　　令　　名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	法令の番号	平成２年法律第７０号
許認可等の種類	食鳥検査（１／２）	根 拠 条 項	第１５条

審査基準

（生体検査）

法第１５条第１項

食鳥処理業者は、食鳥をとさつしようとするときは、その食鳥の生体の状況について都道府県知事が行う検査を受けなければならない。

規則第２７条第１項第２号

生体検査(法第１５条第１項の検査をいう。)は、とさつ前に、その食鳥の生体の状況について望診をし、法第１５条第４項各号に掲げる疾病又は異常の疑いを認めた場合は、当該食鳥について一羽ごとに更に検査をし、判定することにより行う。

（脱羽後検査）

法第１５条第２項

食鳥処理業者は、食鳥とたいの内臓を摘出しようとするときは、その食鳥とたいの体表の状況について都道府県知事が行う検査(以下「脱羽後検査」という。)を受けなければならない。

規則第２７条第３項

脱羽後検査は、脱羽(食鳥の羽毛の除去をいう。以下同じ。)の後、一羽ごとに、食鳥とたいの体表の状況について望診及び触診をし、法第１５条第４項各号に掲げる疾病又は異常の疑いを認めた場合は、当該食鳥とたいについて更に検査をし、判定することにより行う。

（内臓摘出後検査）

法第１５条第３項

食鳥処理業者は、食鳥とたいの内臓を摘出したときは、その内臓及び食鳥中抜とたいの体壁の内側面の状況について都道府県知事が行う検査(以下「内臓摘出後検査」という。)を受けなければならない。

規則第２７条第４項

内臓摘出後検査は、食鳥とたいの内臓を摘出した後、一羽ごとに、その内臓及び食鳥中抜とたいの体壁の内側面の状況について望診及び触診をし、法第１５条第４項各号に掲げる疾病又は異常の疑いを認めた場合は、当該内臓及び食鳥中抜とたいについて更に検査をし、判定することにより行う。

受付機関	(財)佐賀県食鳥肉衛生協会	処理機関	(財)佐賀県食鳥肉衛生協会	交付機関	(財)佐賀県食鳥肉衛生協会	標準処理期間　１　日 標準経由期間　　日	目次NO	

審 査 基 準 （ 公 表 用 ）　　様式第３号

所管部（局）・課　　生活衛生課

法　　令　　名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	法令の番号	平成２年法律第７０号
許認可等の種類	食鳥検査（２／２）	根 拠 条 項	第１５条

審査基準

法第１５条第４項

前３項の規定による検査は、次に掲げるものの有無について行うものとする。

一　家畜伝染病予防法第２条第１項に規定する家畜伝染病及び同法第４条第１項に規定する届出伝染病

二　前号に掲げるもの以外の疾病であって厚生労働省令で定めるもの

三　潤滑油の付着その他の厚生労働省令で定める異常

規則第２５条

法第１５条第４項第２号又は第３号の厚生労働省令で定める疾病又は異常は、別表第６のとおりとする。

別表第６

狂犬病、封入体肝炎、オウム病、大腸菌症、伝染性コリーザ、豚丹毒菌病、サルモネラ症、ブドウ球菌症、リステリア症、毒血症、膿毒症、敗血症、真菌病、原虫病(トキソプラズマ病を除く。)、トキソプラズマ病、寄生虫病、変性、尿酸塩沈着症、水腫、腹水症、出血、炎症、萎縮、腫瘍（マレック病及び鶏白血病を除く。)、臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい、異常体温(著しい高熱(摂氏四４３度以上)又は低熱(摂氏４０度未満)を呈しているものに限り、日射病又は熱射病によるものを含む。)、黄疸、外傷、中毒諸症(人体に有害のおそれのあるものに限る。)、削痩及び発育不良(著しいものに限る。)、生物学的製剤の投与で著しい反応を呈した状態、潤滑油又は炎性産物等による汚染、放血不良、湯漬過度(湯漬が原因で、肉が煮えたような外観を呈した状態をいう。)

受付機関	(財)佐賀県食鳥肉衛生協会	処理機関	(財)佐賀県食鳥肉衛生協会	交付機関	(財)佐賀県食鳥肉衛生協会	標準処理期間　１　日 標準経由期間　　日	目次NO	